

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

館山銀座商店街振興組合 角田吉夫理事長…「ピース製菓」にて

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 「農商工連携」促進等による地域経済活性化のための取組について
- 特集 **4** 官公需施策と適格組合
- 施策 **6** 企業組合で創業しませんか
- 組合 Q & A **8** 協同組合連合会への他の法律に基づく協同組合の加入について他
- 視点 **10** 見えてきた少子高齢化社会の様態
- ご案内 **12** 商工中金民営化に伴う広報普及講習会開催のお知らせ
- 連携リーダー **13** 館山銀座商店街振興組合
- 景況 **14** 情報連絡員報告 (10月)
- お知らせ **15** 全国健康保険協会の支部長の募集について他

2007

12



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

トピックス

「農商工連携」促進等による地域経済活性化のための取組について

経済産業省は、11月6日、「農商工連携」促進等による地域経済活性化のための取組について、農林水産省と連携し、検討・実施を進めることを公表した。内容は次のとおり。

要旨「顕在化する都市と地方の格差拡大に対応し、地域経済が自立的に発展するための基盤を整備する観点から、地域に根ざした農林水産業や商工業等の産業間の連携を促進することを通じて、地域経済の活性化を図ることを目的とした施策等について、農林水産省と経済産業省が連携し、検討・実施を進めます。」

1. 基本的枠組みの検討

(1) 農商工連携等の促進

顕在化する都市と地方の格差拡大に対応し、地域経済が自立的に発展するための基盤を整備する観点から、地域に根ざした農林水産業や商工業等の産業間の連携を促進することを通じて、地域の活性化を図るため、疲弊地域において、新規市場の開拓、担い手の拡大や支援措置の深堀などについて、法

制度を含めて、検討を行う。

(2) バイオ燃料の生産の促進

バイオ燃料の原料生産・収集から燃料製造まで一貫した仕組みを構築し、低コストでの安定供給を実現するため、食料・飼料の安定供給に配慮しつつ、バイオ燃料の原料生産を行う農林漁業者と燃料製造業者の共同・連携を促進するべく、あらゆる側面からの支援を検討する。

2. 地域経済活性化のための農商工連携の促進

(1) 地域産品に関する販売促進・商品開発の支援

〈検討項目例〉
①個々の地域産品や伝統工芸品ととりまとめ・体系化して、地域全体の魅力を発信する形でブランド化を行い、国内外へ発信、

(2) 商店街の空き店舗などを活用して農産物直売所を設置し、商店街の活性化対策等とも連携、

③成功報酬型で販路開拓を行う民間ビジネスの認知度向上と信用力確保、

(4) 「中小企業地域資源活用プログラム」、「広域総合観光・集客サービス支援事業」及び「新連携対策支援事業」の充実

①地域特産品を生産者が廉価に直販できるシステムの開発・提供、及び電子タグ等を活用した生産・流通管理の支援、
②IT経営応援隊による中小企業・農業者への研修、成功事例等の収集・普及、
③地域を支える人材の育成及び交流の促進、
④地域の農商工連携を促進するため、それぞれの産業が持っているニーズ・シーズを組み合わせた新商品開発、新事業開発等に向けて、産学官連携の共同研究グループが行う実用化研究開発を支援（地域イノベーション協創プログラム等）

(2) 地域産品におけるイノベーションの促進

〈検討項目例〉

①地域に寄せられる知的財産関係相談について迅速な問題解決ができる体制を準備
②地方経済産業局において地方農政局と共同で地域の実情に応じたセミナー等を実施
③農林水産分野における知的財産に詳しい人材の育成

(3) 地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進

〈検討項目例〉

④農林水産・食品分野の知的財産情報提供基盤の整備における特許流通データベースの有効活用への協力
⑤地域団体商標制度の活用のための周知・普及における農林水産省との連携
⑥農林水産省との有機的連携を推進するための局長級連絡会議の設置
⑦農林水産物・食品の輸出を行う民間主体の市場拡大を図るため、体制の強化等も含む取組の実施により、連携を強化
⑧各国の制度のうち、我が国を不当に扱う制度への対応強化
⑨施策利用者本位の地方局レベルでの連携強化

(4) 地域産品の輸出促進

〈検討項目例〉

①「農商工連携88選」の作成
農業、商業、工業が連携して、地域の活性化に取り組んでいる事例を全国で88カ所選定し、全国に情報提供（年度内の第1弾発表に向けて取り組む）
②海外でのトップセールス
③「中小企業地域資源活用促進法」及び「企業立地促進法」に関するPR
④「企業と地域の共生運動（仮称）」企業のCSRの一環として、企業が農村等の地域との共生に向けて、地域に対するコミットメントを促進。地場産品の使用や人的交流などの農山漁村への貢献活動を行う企業の取組に対する表彰などインセンティブを付与する取組を実施。また、関係団体に対する呼びかけも行う。

3. 農林水産省との共同キャンペーンの実施

〈検討項目例〉

①共同リーフレット作成、相談窓口等で両省施策の相互紹介、共同ブロック会議設置など、施策利用者本位の地方農政局及び地方経済産業局の連携を強化
②「農商工連携」のためのPR等
③「農商工連携88選」の作成
④「農商工連携」の促進
⑤「農商工連携」の促進
⑥「農商工連携」の促進
⑦「農商工連携」の促進
⑧「農商工連携」の促進
⑨「農商工連携」の促進

4. 「農商工連携」のためのPR等

〈検討項目例〉

①「農商工連携88選」の作成
農業、商業、工業が連携して、地域の活性化に取り組んでいる事例を全国で88カ所選定し、全国に情報提供（年度内の第1弾発表に向けて取り組む）
②海外でのトップセールス
③「中小企業地域資源活用促進法」及び「企業立地促進法」に関するPR
④「企業と地域の共生運動（仮称）」企業のCSRの一環として、企業が農村等の地域との共生に向けて、地域に対するコミットメントを促進。地場産品の使用や人的交流などの農山漁村への貢献活動を行う企業の取組に対する表彰などインセンティブを付与する取組を実施。また、関係団体に対する呼びかけも行う。

官公需施策と適格組合

平成19年度下半期発注情報

官公需施策と組合の活用

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(以下「官公需法」という。)が制定されている。

その官公需法の第三条には、「：国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められている。

また、毎年閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」(本誌8月号参照)においては、官公需適格組合等の活用という項目を特に設けて、

「(1)国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の

増大を図るものとする。

特に、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用を努めるものとする。

(2)国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各省各庁等は、中小企業庁と協力的かつ、発注機関別の官公需適格組合の受注実績を含め、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。」と定めている。

官公需適格組合の受注体制

官公需適格組合は、中小企業団体中央会の指導・支援を受けながら、組合員である中小企業者が一体となって、受注契約を回り、確実に履行するための技術力や施工・生産・役務提供能力等の向上を発注機関の信頼に十分応えるこ

とのできる責任体制を維持するための最大限の努力を払っている。したがって、これらの組合では、共同受注規約を定め、共同受注委員会を設置して、契約案件に対する各組合員の仕事の分担と連帯責任の体制を明確にしている。

官公需適格組合

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した案件は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されていることを中小企業庁(経済産業局)が証明する制度である。

この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、①組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること②官公需の受注について熱心な指導者がいること③常勤役員が2名以上いること④共同受注委員会が設置されていること⑤役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯して責任を負うこと⑥検査員を置くなど検査体制が確立されている等の基準を満たしているということを

国が証明した組合である。

適格組合受注促進協議会

官公需適格組合やこれから官公需適格組合の証明を取得しようとする県内の組合が受注体制を整備し、受注能力の向上や情報交換などを通じて官公需に関する諸問題を解決しようとするための組織として千葉県官公需適格組合受注促進協議会(会長 鹿野新一郎 浦安建設(協)理事長)が設置されており、現在の会員は次のとおり。

- 【適格組合】▼千葉県石油協▼浦安建設協▼千葉市中央塗装協▼成田市電設事業協▼松戸ビル管理業協▼千葉市書店協▼富津転業土木造園協▼浦安市書店協▼千葉市台帳測量協▼千葉県消防設備協▼千葉県北総生コンクリート協▼千葉県測量設計事業協▼市川市ビル管理事業協▼千葉県西部電気工事工業協▼市川市消防設備協▼八千代市防災設備協▼千葉県害虫防除協▼シー・ソフトウェア▼袖ヶ浦市測量設計業協▼千葉県ビルメンテナンス協▼千葉県水道管工事協▼市原市一般廃棄物処理業(協業)

▼千葉県水道管整備工事業協(協)▼柏市廃棄物処理業(協業)▼(協業)銚子車検センター▼柏市再生資源事業(協業)▼市川市書店協▼千葉県建設防水工事業協(協)▼【一般組合】▼千葉印刷団地協▼東金山武家具商業協▼千葉化学工業薬品協

また、協議会はこのほど千葉県商工労働部経済政策課、県土整備部建設・不動産業課、総務部管財課に対して、①千葉県官公需問題研究会の提言の尊重に努めること②官公需適格組合の積極的な活用を図るとともに官公需施策の普及に努めること③少額随意契約の積極的な活用を講ずること④ダンピング入札の排除措置を講ずること⑤分離・分割発注の推進に努めること⑥入札参加資格制度の統一化を図ること⑦指定管理者制度の運用に当たっては官公需適格組合を積極的に活用することを内容とする「官公需適格組合等への発注増大に関する要望」を提出した。

官公需発注情報 <平成19年度下半期>

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。紙面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。

区分	発注官庁名(順不同)	担当窓口	発注物品、役務工事名	入札予定時期	発注種別	発注概算金額(千円)
国等	科学警察研究所	総務部会計課 04-7135-8001	厚表紙外/トイレットペーパー	第4四半期	物品 (特定品目)	—
	陸上自衛隊関東補給処松戸支処	会計課 047-387-2171	120号庁舎給排水管改修工事 トイレットペーパー/床用水性ワックス/床用洗剤/床用樹脂ワックス/床用剥離剤/洗濯用洗剤(無りん)/洗濯用柔軟剤/事務用備品/電気製品	未定 第4四半期 (2月29日)	工事 物品 (特定品目)	—
	千葉保護観察所	総務課 043-204-7791	一般事務室拡張工事/被害者等専用相談室 新設工事/所長室クロス張替工事	未定	工事	—
	関東地方整備局江戸川河川事務所	経理課 04-7125-7312	発注予定はHPにて入札情報サービス(PPI)にて公表しております。	随時	物 役 工	—
	国立がんセンター東病院	運営局 第二課 04-7133-1112	外来管理治療棟改修整備その他工事(建築)/外来管理治療棟改修整備その他工事(電気)/外来管理治療棟改修整備その他工事(機械)	第4四半期 (3月)	工事	—
市町村等	野田市	管財課 04-7125-1112	北部小学校普通教室増設工事【野田市谷津25-1】 第18分団2部分団器具置場新築工事【木野崎1675-1】	第4四半期	工事	—
	成田市	総務部管財課 0476-20-1515	成田西中学校多目的室改造工事【加良部5-11】 ※多目的室を教室(2室)へ改造	第4四半期	工事	—
	旭市	財政課 0479-62-5394	畜産環境総合整備統合事業(浄化処理施設)/旭市立第二中学校校舎改築/旭市立第二中学校校舎改築 電気設備工事	第3四半期 (12月26日)	工事	—
	我孫子市	管財課 04-7185-1695	防災備蓄食料購入 ※アルファ米220箱/大型カンパン20箱/クラッカー 20箱/粉ミルク 25箱	第4四半期 (1月)	物品	—
			防災備蓄トイレ購入 ※組立式仮設トイレ 4基			
			防災備蓄間仕切り購入 ※間仕切りダンボール 100組			
			防災備蓄毛布購入(250枚) ※防災備蓄用	第4四半期 (1月)	物品 (特定品目)	1,094,000 1,418,000
	横芝光町	企画財政課 0479-84-1222	暮らしの便利帳印刷業務委託(10,000部)	第4四半期 (2月)	工事	—
			都部新田地先舗装修繕工事【都部新田地先】 ※舗装修繕工事	第4四半期 (3月)		
			都市計画道路3・4・14号手賀沼公園・久寺家線整備工事(その2)【緑1丁目地先】 ※擁壁工事一式 我孫子駅前2・4街区擁壁工事【白山一丁目地先】 ※擁壁L=30m 0.4m≦H<3.0m	第4四半期 (2月)		
九十九里町	企画財政課 0475-70-3127	坂田地先農業用排水路設備工事【横芝光町坂田地先】 ※U字溝敷設工事	第3四半期 (1月)	工事	—	
		II-11号線道路改良工事【横芝光町栗山地先】 ※工事延長150m B-207号線道路排水設備工事【横芝光町(上町)地先】 ※工事延長50m、側溝整備、舗装工事				
大網白里町	財政課 0475-70-0312	舗装復旧工事【駒込地内】 ※A=約300㎡	第4四半期	工事	—	

⑤営利追求できる組織です。

企業組合は株式会社などと同じく営利を追求できる組織です。利益は、NPOや中間法人などと異なり、出資者であり事業従事者である組合員に配分することができます。将来的には、株式会社へ組合を解散することなく変更することもできます。

⑥国、行政庁や専門金融機関の支援を受けることができます。

都道府県、中小企業支援センター、中小企業団体中央会などを通じて、補助事業や助成事業など国の中小企業施策の各種支援を受けることができます。

また、商工中金、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの政府系金融機関や都道府県等からの融資を受けることができます。

行政庁（主に都道府県）の認可を受けることが組織作りの要件とされていることから、社会的信頼性が得られるほか、行政庁や組合などの連携組織専門の支援機関である中小企業団体中央会から、支援・指導や情報提供を受けることができます。

平成18年に会社法が施行され、株式会社の設立が容易になったものの、その全責任は代表取締役一人にか

かるのに対し、企業組合は4人で責任を分担する有限責任です。グループで事業を始める創業形態としてもっと多く利用し、活用されることが期待されます。

3. 企業組合設立のためには、行政庁の認可が必要です。

設立するためには、創立総会を開催し、定款、事業計画等を決定し、理事会において代表理事をはじめとした役員を選出するなどして、行政庁の認可と事務所の所在地を管轄する地方法務局での登記が必要です。

4. 詳細につきましては本会にご相談下さい。

中央会は企業組合をはじめとする連携組織の専門支援機関です。その設立から運営・管理に至るまで、お気軽にご相談下さい。

千葉県中小企業団体中央会

指導相談室

TEL 043-242-3277

銚子支所

TEL 0479-24-1570

松戸支所

TEL 047-368-3992

企業組合と会社との比較

種類	内容	企業組合	NPO法人	株式会社
目的		働く場の確保、経営の合理化	特定非営利活動推進による公益の増進	利益追求
性格		人的結合体	人的結合体	物的結合体
事業		商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営（制限はない）	①福祉の増進②まちづくり推進③環境保全など法律で規定する17の活動	定款に掲げる事業
設立要件		4人以上の個人	10人以上の社員（会員）	資本金1円以上
組合員資格		個人及び特定組合員(特定組合員:組合の事業活動に必要な施設・物資・技術・人材等の提供を行う法人等)	個人又は法人	無制限
責任		有限責任	有限責任	有限責任
発起人数		4人以上	1人以上	1人以上
加入		自由	定款の定めによる	持分の譲渡・増資割当による
脱退		自由	自由	持分の譲渡による
組合員比率		全従業員の1/3以上	ない	ない
従事比率		全組合員の1/2以上	ない	ない
組合員の出資限度		1組合員あたり25/100 特定組合員の出資は全体の1/2未満	ない	ない
議決権		平等（1人1票）特定組合員の議決権数は全体の1/4未満	平等（1人1票）（定款で変更可）	出資別（1口1票）
配当		従事分量配当及び2割までの出資配当	できない	出資配当
根拠法		中小企業等協同組合法	特定非営利活動促進法	会社法

企業組合で創業しませんか

— 企業組合は個人の創業を応援する制度です —

近年もてはやされているNPOですが、本年11月現在千葉県では1250のNPOが設立されております。これに対し、企業組合は全国で2469（H18年12月）、県内だと32と少数派です。しかし、利益追求や配当が出来、行政庁からの支援を受けることができる企業組合は、魅力ある創業形態の一つといえます。以下、この企業組合について、NPO、株式会社と比較し説明していきます。

1. 企業組合制度とは

①企業組合制度は、個人の創業を応援する制度です。

企業組合は事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々（4人以上）が組合員となって資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織です。組合自体がそれぞれの有するアイデアや技能、技術などを活かした事業を会社と同じように法人格を有する一つの事業体として実施する組織であり、個人が集まって創業するための組織です。



②企業組合はあなたのやる気と能力を活かすための組織です。

ITだけが有効な技能だと思っはいませんか？誰にでも経験に基づいた様々な技能があります。知り合い同志の様々な経験・技能を活かして自分たちで職場創りをしてみませんか？

第三者に一方的に技能などを評価されるのではなく、組合員となろうとする方々がお互いの経験や技能を評価し合い、それを経営資源にして事業と職場を同時に創り出す組織が企業組合です。実施する事業に制限はありません。組合員となる方々が持っている経験や技能などを活かすことができる事業を自由に選択し実施することができます。

③企業組合は学歴・年齢・性別不問、働き方や給料はみんなで決定します。

企業組合の組合員には年齢、学歴などの制限は全くありません。勤務時間など、どのような働き方をするかは組合員が全員で決定することができます。

組合員の働く場を確保することが最大の目的ですから、一定の割合の方々には事業に従事する義務が課せられていますが、組合員以外の有効な外部経営資源を

活用するため、一定の制限のもとに株式会社などの法人や任意団体も加入でき、連携しながら事業展開することができます。

2. 企業組合はこんなに有利

①税制上の優遇措置が適用されます。

代表理事の変更など法律に基づく登記に対する登録免許税や組合と組合員の間で発行される受取書に対する印紙税が非課税になるなど、会社には適用されない税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、企業組合は税制上、株式会社と同じく普通法人として扱われますが、出資総額が1億円以下の場合には、年間所得800万円以下の部分に対する法人税については中小法人と同様、軽減税率が適用されます。

②組合員には有限責任制度が適用されます。

無限責任制度が適用される合名会社や合資会社とは異なり、企業組合の出資者である組合員には株式会社と同様に有限責任制度が適用されるため、組合員はそれぞれの出資額を限度としてしか組合の有する債務の弁済に対して責任を負いません。合名会社、合資会社は、会社の債務に対して個人の全資産をもって弁済する義務を負う無限責任社員が必要となります。

③組合運営に対する発言権は平等です。

株式会社の株主とは異なり、企業組合の組合員には出資額の多い少ないに関係なく、議決権・選挙権が平等に与えられますので、組織の民主的な運営が確保されます。組合員には事業運営に対して平等の権利が与えられます。

④事業に従事する組合員には勤労者としての地位が与えられます。

組合員は株式会社の株主に該当し、企業組合が雇用する従業員ではありませんが、組合員が企業組合の事業に従事したことに対して受け取る所得は事業所得ではなく、給与所得扱いとなります。もちろん、配当を受けることもできます。

また、事業に従事する組合員に対する社会保険（健康保険・年金保険）制度、労働保険（雇用保険・労災保険）制度の適用については、原則として勤労者と同様の取扱いを受けることができます。

組合Q & A

協同組合連合会への他の法律に基づく協同組合の加入について

Q1 協同組合連合会に加入することができるとなっている中協法以外の法律に基づく協同組合にはどのようなものがあるのか。

「A」協同組合連合会の会員たる資格を有する者については、中協法第8条第5項で、連合会の地区と全く同一であるか又はその区域内の一部のみを地区として、①中協法に基づいて設立された組合（企業組合を除く）及び連合会並びに②他の法律に基づいて設立された協同組合とされ、定款に組合の種類を具体的に規定しておくことが必要である。つまり、①は事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会を指し、②はその名称中に「協同組合」という文字を使用すると否とを問わず、およそ中小規模の事業者等構成員の相互扶助を目的とし、協同組合精神に基づき設立された組合及び連合会を指すもので、塩業組合、森林組合、消費生活協同組合、農業協同組合及びそれらの連合会がある。

一方、中団法に基づく協業組合、商工組合や、酒税の保全及び酒類組合等に関する法律に基づく酒造組合、酒販組合等は、協同組合と本質的に性格を異にしており、協同組合ではないから会員資格に含めることはできない。また、商店街振興組合についても、中小規模の事業者のみが加入できることとなっていないので、加入資格はないものと解される。なお、水産業協同組合法に基づく漁業生産組合及び森林組合法に基づく森林生産組合は、企業組合とほとんど同様の性格を有する組合であり、企業組合については会社等と同様にそれぞれが一個の企業体であり、事業協同組合のように事業者の結合体ではないことから連合会の直接加入を認めていない趣旨からすれば、これらの組合も同様に連合会への直接加入を認めるべきではないと解する。

2 中協法に基づく協同組合連合会には、その行う事業の種類により、次の3つの種類に区分される。
 (1) 火災共済協同組合連合会：再共済事業を行うために火災共済協同組合で組織する連合体であり、中協法第26条の2の規定により、火災共済協同組合以外の前掲各種組合に

は会員資格を与えることができな
い。また、この連合会は全国を通じて1つしか設立できない。

(2) 信用協同組合連合会：連合会自体の事業として信用事業のみを行う連合会である。法律解釈上では信用協同組合で組織する連合会という意味ではないので、信用協同組合以外の組合も、連合会の定款の加入資格として規定されていれば加入することができる。

(3) (1)及び(2)以外の協同組合連合会：連合会の事業として再共済事業、信用事業以外の一般の経済事業又は非経済事業あるいはその両事業を行う連合会であり、事業協同組合で組織する連合会という意味ではないので、連合会の定款の会員資格として規定されていれば、事業協同組合以外の前掲各種組合も加入することができる。

なお、上記2の(2)及び(3)の連合会の加入資格で「前掲各種組合」とは、答1で説明した中協法の趣旨に沿わない組合まで含める意味ではないので念のため申し添える。

組合事業の範囲について

Q2 次のような行為は、組合の行為として行うことができるか。

例1 林道の除雪作業を組合事業として実施している林業の組合が、村からの依頼で道路の除雪作業を実施

例2 商店街組合が構築している商店情報ネットワークを、当該地域在住老人等の緊急・救急通報システムとして活用

「A」労働奉仕、祭事、寄付等の行為は、組合が一つの社会的存在として当然行い得る行為であると解され、設例のような場合はこれに該当すると考えられる。

なお、以下の事例については、原則として組合事業の範囲内であると考えられる。

1. 組合員の事業と何らかの関連性を有する場合
 ① 従来、自動車部品の共同仕入を行っていた自動車整備業の組合が、新規に販売のための車両の共同仕入を実施する。

② 従来、寝具乾燥の共同受注を行っていた寝具衛生加工業の組合が、新規に入浴サービスを実施する。

③ 採石業の組合が、採石によりできる池を利用して養殖を実施する。

④ 従来、呉服の共同仕入を行っていた呉服小売業の組合が、新規に毛皮コート及び宝石の共同仕入を実施す

■ 組合Q & A

る。

⑤ 従来、文具の共同仕入を行っていた文具小売業の組合が、新規に名刺の共同印刷を実施する。

⑥ 理容業の組合が、美容業で行うデザインパーマや新サービスの提供をめぐりアンテナショップを設置する。

2. 社会的存在である法人として当然行い得る行為

① 林業及び木製品製造業の組合が、村から道路の除雪事業を受託する。

② 商店街組合が、町からゴミ収集車3両を無償で貸借し、町内のゴミ収集及び焼却場までの運搬業務を受託する。

③ 地域異業種組合が、市から公園の清掃管理及び自販機の設置・管理を受託する。

④ 組合が地域おこしのための祭事等を実施する。

また、以下の事例については、組合事業の範囲を逸脱するおそれがあると考えられる。

① 製造業の組合が、新たに土地を購入して駐車場を設営する。

② 製造業の組合が、組合事業の停滞を打破するため、観光ホテル等レジャー施設を設営する。

③ 商店街組合が、自己の地域と無関係の遠方のゴミ収集事業を実施す

る。

④ 卸団地組合が敷地内にビルを建設し、賃貸マンションを経営する。

脱退組合員の持分債権の保全処分について

Q3 II 組合員Bの倒産によりその債権者Aより組合宛に債務者であるBの持分の支払停止命令(裁判所より)をしてきた。

そのため、組合は、当期末決算において持分算出をしたが、支払を中止し、現在組合にて保管しているが、その処置を如何にすべきか、次の点をご指導頂きたい。

(1) 債務者Bの持分払戻請求権は、仮差押えのため、中協法第21条(時効)には該当しないものと思われるかどうか。

(2) 仮に組合が、この差押え該当持分を組合外に処分するためにはどのような手続が必要か。

「A」(1) 組合に対してなされた保全処分(仮差押)は法定手続に従い有効に執行(処分決定の送達)がなされたものであるから、この場合、組合は供託等による持分払戻金の組合外への処分の道はない。したがって、債権者AがBとの間の本訴を提起して、転付命令又は取立命令を

得て直接請求してくるか、また債務者Bが仮差押を取り消して組合に請求してくるのを待つよりほか、他に方法はないと考える。なぜなら、組合は持分払戻金を保管することにつき何等の不利を受けられるものではなく当該仮差押に及んだAB間の訴訟上の当事者たる資格を有しているからである。

2 債権者Aが仮差押をしたことが、民法にいう時効中断事由に該当するかどうかについては、学説、判例に争いがあり、判例は債務者Bの有する第三債務者(組合)に対する債権をその債権者Aが差し押えてもその債権(持分払戻請求権)の消滅時効の進行はそれによって中断しないものとしており、したがって、この場合には仮差押のあるしにかかわらず2年で時効が完成することになる。

学説は判例の立場に反対で、この場合の差押えも債権消滅時効の中断事由になるとするのが一般で、この場合は、請求権は時効にかかわらず、依然存在することになる。

法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非

Q4 II 組合員Aは、○年12月2日組

合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

「A」脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権が残っているだけである。したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはあり得ず、当該譲受人の加入は新規加入の手続によらなければならない。

公正取引委員会への届け出について

Q5 II 中協法第7条第1項第1号に規定する中小企業者の規模を超え、数力所に支店をもつ石油販売業者が、各支店所在地に存在する組合に加入する場合、公正取引委員会への届出は、本店所在地の組合のみでよいか。

「A」中協法第7条第3項の届出義務は、組合に対して課せられたものであって、組合員が他の組合に重複加入している場合でもそれぞれ加入している組合に届出義務がある。

「インフラメント」の目

見えてきた少子高齢化社会の様態 (統計からライフスタイルを探る)

日本の総人口に占める六十五歳以上の割合は、二〇〇七年現在

二十一・五% (四・六五人に一人) である。十年後の二〇一七年には

二十八・一% (三・五六人に一人)、十五年後の二〇二二年には

二十九・八% (三・三五人に一人) になると予想されている (厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所)。

因みに二十二年前の一九八五年には約十% (十人に一人) であったから、近年における高齢化のスピードの激しさは、誰もが身をもって経験しているとおりである。しかし、その割に将来の様態については不透明な要素が多く、「具体的な姿を思い描くことさえ難しい」というのが実感ではなからうか。

とはいえ、企業としてはこの環境変化にただ手をこまねいているわけにはゆかず、日々対応してゆかなければ生き残って行けないのも現実である。筆者は、リスクを覚悟の上、唯一確かな客観的データ

である人口統計を頼りに、ライフスタイルという視点から、敢えて具体的な姿を描くことを試みた。

二十年后、独居老人が最大の 高齢世帯形態になる？

二〇〇四時点で六十五歳以上の者のいる世帯は全国世帯の三十八

・六%であった。同時点での平均世帯人員が二・六人であるから、平均として一・八世帯に一世帯の割合で高齢者を抱えている計算になるが、実態としては依然として六割強が中壮年のみの世帯ということになる。しかし「三分の一以上の世帯が高齢者を抱えている」という事実は、もはや「中壮年核家族を標準世帯として平均的ライフスタイルを描く」ことの妥当性は完全に消滅したと言つて良い。また同研究所による別の統計によれば、世帯主の年齢が六十五歳以上である「高齢世帯」(前記「六十五歳以上の者のいる世帯」と多少異

なる)の割合は増加傾向にあり、中でも、「(六十五歳以上の)老人夫婦のみ」「老人夫婦と子供」「(老人)一人親と子」「その他(三世代等)」がいずれも減少傾向を示している中で、「単独(独居老人)世帯」のみが増加傾向にあるという。そして、二〇二五年には、高齢世帯の割合が(二〇〇〇年の二十三・八%↓)三十七・一%に増加、そのうち単独世帯の割合は(二〇〇〇年の二十七・一%↓)三十六・九%に増加すると予測している。つまり、一人暮らしによる世帯の小規模化と高齢化が同時並行で進行し、この時点で単独世帯は「老人夫婦のみ」の世帯を超えて最大の高齢世帯形態になるというのである。しかし筆者はこの推計数値を顔面どおり受け取ることには躊躇している。親子でも別世帯で同居している例は幾らでもあり、統計数値は必ずしも生活実態を表さないからである。年寄りの

一人暮らしが成立するには、「ある程度健康であること」「生活できる資産があること」「年をとりすぎないこと」が必要であり、何時までも一人暮らしを続けることは不可能と思うからである。

「世代間相互扶助」が進む

確かに、団塊の世代が定年後を迎えることで元気な高齢者が増えるであろうことは想像に難く無い。しかし、一方で、最近、核家族を中心としたライフスタイルに内在する矛盾から、従来の核家族化の流れに逆行する動きが出てきていることは注目に値する。その矛盾の最たるものが「資産の偏在」である。昨今の年金問題に見られるごとく、高度成長時代に資産を蓄えた高齢世代に対し、長い構造不況を生きている現役のジュニア世代は資産の蓄えが無いまま結婚適齢期を迎えている。しかも少子化により夫婦共稼ぎが当たり前に

なっているから子育てもままならない。この場合、「子供が親の資産を利用してもらう代わりに、親の老後の面倒をみる」ということが俄然合理性を帯びてくる。両者が分かれて別々に暮らすより、一緒に住んで自動車などの財産を共有した方が生活費が安くつき、税金面でも有利である。また、親子が互いに住居を交換し、子育てを終えた老夫婦が生活に便利な都会のマンションに住み替えると同時に、広過ぎる自宅を、子育てで手狭になった息子や娘夫婦に住ませる例が出ている。あるいは、共稼ぎ世帯が就学前の保育を母親に任せることで安心を得るとともに、経済的な負担軽減となる。もし核家族であればベビーシッターを頼まなければならず、母親としても孫の面倒を見ることで手持ち無沙汰の解消になるというわけである。

高齢者との同居や協力は

共同生活する家族の中に高齢者が一人でも居ればその家族のライフスタイルは標準的な核家族と全く異なるものとなる。先ず食生活では外食が少なくなる。時間があ

る少し早いですがから高いお金を出して食べに行くより自分で作ってしまった方が良いと考えるからである。外食産業は最近急激な落ち込み悩んでいるが、あながち不景気ばかりが原因でない。一方デパ地下に代表されるような惣菜のグルメ化もライフスタイルの変

家族類型別一般世帯数と割合 (全年齢、単位:百万)

年	核家族	独居世帯	他 (3世代等)
1985	22.8 (60.0%)	7.9 (20.8%)	7.3 (19.2%)
1995	25.8 (58.7%)	11.2 (25.6%)	6.9 (15.7%)
2005	28.6 (58.3%)	14.2 (29.0%)	6.2 (12.7%)
2015	28.7 (56.9%)	16.0 (31.7%)	5.8 (11.4%)
2025	27.1 (54.6%)	17.2 (34.6%)	5.4 (10.9%)

国立社会保障・人口問題研究所 (2003年10月推計)

化に無関係ではなさそうである。「週末は外食でご馳走を愉しむより、家族団らんで豪華に」ということかもしれない。その中心に高齢者の顔が見え隠れする。その他の生活面ではどうか。元気な親で

あれば家族のレクリエーションに同行するであろう。健康状態や体力の制約から行き先の選択幅は狭められる。トイレやバリアフリーの完備した行楽地や宿泊施設が最優先に選ばれることになる。移動手段としての自家用車もそうした行動に相応しい機能やデザインのものを選択される。さらに高齢者が介護を必要とするようになる。医療機関への送迎・食事や洗濯の規則的なリズムに制約され、病人に掛かりきりになる。甚だしの場合には家を留守にすることはおろか片時も監視の目を離すことも出来なくなる。

独居老人も黙ってはいない

統計上の独居老人が文字どおり一人暮らしに甘んじているとは限らない。未亡人達が集団で生活を始めた例が新聞で紹介されたが、そこまでゆかないまでも、健康な老人は可能な限り身内の世話にならずに自分自身の生活を愉しもうとする。その結果、車を使わずに何処でも気軽に掛けられる都会の生活が俄然実味を帯びてくる。現に駅から遠い郊外の住宅団地で

は一戸建てを売って都会のマンションに移り住む人が増えている。これまで年寄りが多く集まるところは巢鴨や下町の商店街と相場が決まっていたが、これからは変化に富んだ遊び方が出てこよう。そして高齢者同士のコミュニティが数多く形成されるであろうことも想像に難くない。旅行会社等によるツアーリズムや公民館活動など既にそうした兆候が現れている。

ライフスタイルは転換期

「スーパーマーケットの凋落」「ユニクロの高級衣料への転換」など、かつて一世を風靡した生活関連ビジネスが大きな転換期を迎えている。それらは標準的な核家族という画一的なライフスタイルを前提としてきたからであり、これまで縷々述べたことと無関係ではない。「核家族化の流れは既に止まり、早晩合理性のある世代間相互扶助の方向に反転する」というのが筆者の仮説である。その流れは人々の生き甲斐や意識を変え、標準家族を前提とした旧来の法体系や都市計画等のインフラさえも変化を余儀なくされるであろう。

(中小企業診断士 新井将平)

商工中金民営化に伴う広報普及講習会開催のお知らせ

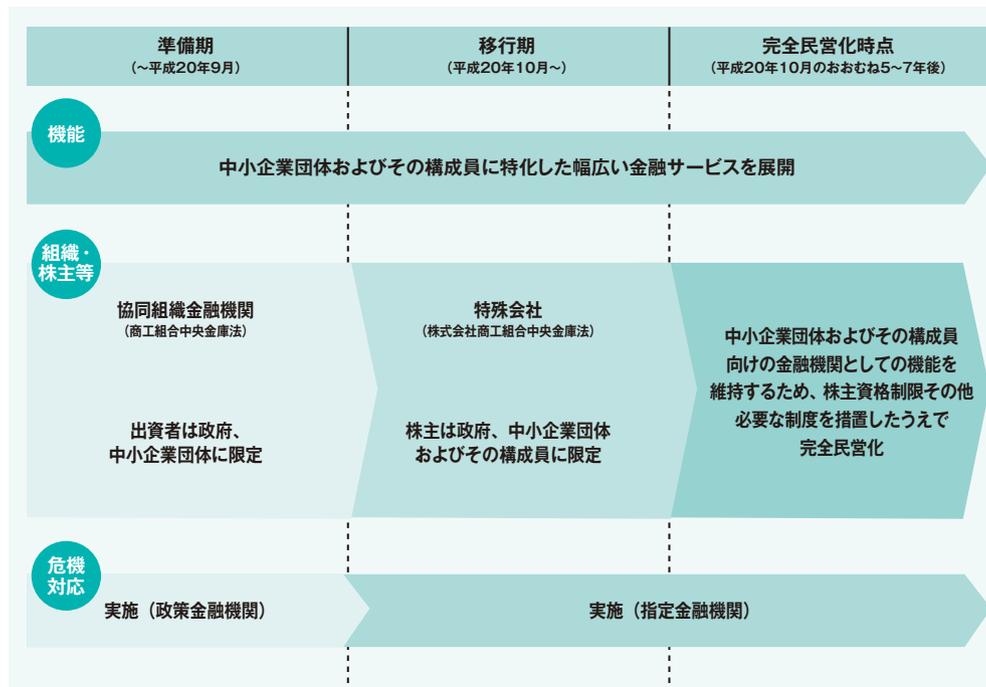
既にご案内のとおり、政策金融改革の一環として、商工組合中央金庫は、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、平成20年10月1日に株式会社化されます。

中央会では、本年度、中小企業庁からの委託を受け「商工中金転換推進事業」を実施しており、県内中小企業組合及び組合員企業を対象とした商工中金民営化に伴う広報普及講習会を下記により開催を予定しております。つきましては、年明けに会員様宛に開催案内文書を郵送致しますのでよろしくお願い致します。

記

1. 日時 平成20年2月19日（火）午後1時30分
午後1時30分～3時（受付開始；午後1時）
個別相談コーナー開設；午後3時～4時
（個別相談コーナーのみのご利用も可能です。）
2. 場所 ホテルポートプラザ千葉
千葉市中央区千葉港千葉港8-5
JR京葉線/千葉都市モノレール「千葉みなと駅」前
TEL. 043-247-7211 FAX. 043-247-2811
3. テーマ 新商工中金法の政令、省令、告示、株式会社化に伴う
定款変更等、組合運営上の留意点について
4. 参加費 無料
5. 定員 150名 ※定員に達した場合は、締め切らせていただきます。その場合でも個別相談コーナーへの参加は可能ですので、実施時間（午後3時～4時）にお越下さい。
6. 問合せ 千葉県中小企業団体中央会 指導相談室 TEL 043-242-3277

[参考] 完全民営化のプロセス



「政府金融改革に係る制度設計」から

【組合の概要】

館山銀座商店街振興組合は、J R館山駅東側、南北に延びる古くからの商店街で、安房郡市の文化、経済、商業等交流の場として古くから栄えてきた。購買力の流出に歯止めをかけるべく、昭和59年7月に法人化し、以後活発な商店街活動を行っている。南総里見祭り等の地元で行われる観光イベントには積極的に参加している。近年、商店街単独では平成17年度に千葉県地域連携支援モデル事業を実施し、全国手作り甲冑サミットを開催した。また、平成13年度から18年度までは、商店街の空き店舗対策・商店街活性化策としてチャレンジショップが運営されてきた。今年度は地元の農家と連携し、「里見軽トラ市」を実施している。暫く行っていない年末の共同売出しを実施したい意向である。

【理事長会社概要】

有限会社ピース製菓は、角田理事長の義父である先代の角田豊後氏が創業したお菓子の製造販売会社である。豊後氏は子供のころからお菓子屋に丁稚奉公した本格派の菓子職人である。復員後に当地でだんごを作り始めたのがスター

館山銀座商店街振興組合 角田吉夫理事長

◎つのだ・よしお 昭和44年3月安房高卒業、4月(株)丸井グループ入社。昭和48年(有)ピース製菓入社。平成11年代表取締役。平成19年館山銀座商店街振興組合理事長。57歳。



館山銀座商店街振興組合

所在地 館山市北条1625
 代表者 角田 吉夫
 組合員数 116名 出資金 884万円
 職員数 1名

地域資源をいかして街づくり

トであり、店内で食べられるようにと、喫茶兼業の菓子店となった。その後、喫茶は閉めたものの茶菓子、慶弔品、土産用菓子を作ってきた。現在では洋菓子と和菓子を取り扱っている。店名の「ピース」は、二度と戦争が起きぬ様に「平和を」との思いから、当時共同

経営の義兄と名付けたとのこと。二代目社長である角田理事長は、昭和48年に先代の娘さんである奥さんと結婚すると同時に当社に入社。それ以前は割賦販売店で営業をしており、全くの異分野への転職。当初はご苦労も多かったはずであるが、精進を重ね平成6年には業界団体である全国菓子大博覧会において角田理事長の作った「びわのしずく」が菓子博栄誉賞を

受賞した。現在では自家店舗での小売のほか、道の駅「びわ俱樂部」等へ卸売も行うようになった。
【角田吉夫理事長の横顔】
 角田理事長は、商店街での活動歴は長く青年部から理事長になるまで実に30年以上に渡っている。趣味をお伺いしたところギター演奏だそう、それもエレキギター。定期的にバンド練習をし、商店街や市のイベントで演奏をするとのこと、曲はベンチャーズなど60年代のポップスが主流だとか。座右の銘は「誠実」だそう、最近不祥事があった有名老舗店に聞かせたい言葉である。お勧め商品として1月から4月の期間限定で販売する地元館山産の新鮮なイチゴを餅で包んだ「いちご餅」を紹介された。



情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・10月

■パン製造業 【県内全域】

昨今の諸物価の値上げにより、各組合員における事業内容は悪化していると思われる。

■味噌製造業 【県内全域】

原材料高騰にも関わらず、製品価格に転嫁出来ておらず、総務省の家計調査では、みそ支出金額・購入金額・平均価格ともに前年を下回っていることがわかる。

■シャツ製造業

【千葉県・東京都】

原油価格の上昇に伴い生産コストが上がり、全体的に悪い。

■製材業 【木更津市】

7月以降の関税アップの影響を受け、ロシア原木の入荷が2ヶ月間ストップした。

■印刷 【千葉市】

6月～9月は前年比マイナス。10月は若干上向き傾向。

■生コン製造 【県内全域】

前年比減少は最近になく大幅落込であった。上半期の累計前年比も悪い。建築確認がおりないとの噂も多く、極めて心配。景況感も非常に悪くなっている。

■電気鍍金 【県内全域】

受注量は多少増加しているが、資材とりわけ薬品・燃料等の高騰、加工単価が前年よりも低下してきているため収益率が悪い。

■鉄工 【千葉市】

景況感に悪化が見られた。

■機械部品製造業 【野田市】

材料高騰による製品への価格転嫁がやっとの事で、運搬経費等々の転嫁までには至っていない状況が見受けられる。収益状況は依然として厳しい状況である。

■土砂採取業・採石業

【県内全域】

羽田空港拡張事業に伴い、千葉県中部地区の砂利採取企業の業績は回復しつつあるが、ダンブカー業者は、燃料単価の高騰により悪影響が出ている。

■石油製品製造業

【富津市・他】

化石燃料の価格上昇に伴い、販売価格が上昇の方向へ。但し、原料経費も値上がってきている。

■食肉卸売業 【県内全域】

前年度から見れば少々減少したが、問題化するほどでもなかった。

■建築材料卸売 【県内全域】

ゼネコン談合問題の余波と建築基準法改正による建築確認の遅れのため、工事量激減。GC安値受注のあおりで、売上・収益とも急落。資金面でも支障懸念出ている。

今までの横這景況感が一気に悪化してきた。

■自動車解体業 【県内全域】

新車販売が減少し使用済み自動車のパイが縮小している中で、オークションルートからの仕入れを中心にしての事業者への入庫は好調を保っている模様。

■小売 【柏市】

店頭の商品は冬物に変わったが、陽気が暖かく動きは良くない。パート従業員

の確保が難しくなっている。

■小売 【東金市】

秋物は、非常に厳しい年になってしまった。景気の沈滞ムードが消費動向に大きく左右されているようである。

■小売 【野田市】

大型店の出店合戦が続いている。過剰な競争の結果、地元小売店がその煽りを受け、売上が低下し、経営難が進んでいる。

■小売 【大網白里町】

パート等募集状況は最悪。

■電気機器小売 【県内全域】

デジタル関連の値下がりが続き、買い控えが続いている状況。

■中古車仕入・販売 【県内全域】

相場・高額車が乱れる。仕入をかなりセーブする傾向。明らかにブレーキがかかった状況。

■農業機械販売整備 【県内全域】

トラクター生産・販売メー

カーの農機流通に変化の兆し。①直販重視②特約店中心③直販・特約店併用(従来型)。農水産物の減少、農機需要の絶対量減少の中、メーカーサイドに集約化を含む合理化の動きは急。

■小売・サービス 【習志野市】

前月比は9%減、前年同月比は、3%減

■小売・サービス 【銚子市】

悪いままの推移。

■建設揚重 【県内全域】

稼働率は前月並み。燃料費は11月1日の大幅値上がりの影響が大きい。今後が心配のタネ。

■ソフトウエア業 【千葉市】

年末・年度末を前に中だるみの状況。

■建設 【県内全域】

組合員の官公需受注は、前月比増加、前年同月比では減少。

■貨物運送 【野田市】

度重なる燃料の値上がりによる影響が懸念される。

お願い

通常総会で定款変更を検討中の会員組合様におかれましては、申請手続きがスムーズに行えるよう総会に諮る前に中央会にご相談下さいますようお願いいたします。

中央会指導相談室

全国健康保険協会の支部長の募集について

平成20年10月、中小企業等の従業員とその家族(約三千六百万人)が加入する健康保険を運営する法人として、新たに全国健康保険協会が設立されます。協会は、健康保険法に基づき設立される保険者(非公務員型の法人)であり、民間企業等のノウハウを積極的に導入し、被保険者サービスの向上や業務改革に積極的に取り組んでいくこととしています。

また、本部のほか、都道府県ごとに支部を設け、地域の事業主・被保険者のご意見を踏まえ、被保険者等に対して保険給付や生活習慣病の予防など地域の実情に応じた事業展開を行っていくこととしています。

このように協会は都道府県単位で保険者機能を十分に発揮していくことが期待されており、各支部の運営の責任者である支部長の役割は極めて重要です。

協会の設立に当たり、地域の経済界において企業の経営やマネジメントの経験を有し、支部の運営に関してリーダーシップが期待で

きる方を協会の支部長として募集します。

1. 募集内容

- ① 職種：支部長(支部の運営の責任者として支部を統括)
- ② 応募要件(人物像)：地域の経済界において、企業の経営やマネジメントについて十分な経験を有するとともに、健康保険事業の推進に関して理解と熱意を有し、支部の運営に関してリーダーシップが発揮できる者であつて、地域の事業主・被保険者から信任が得られる者、年齢は問わない。
- ③ 契約期間：有期(3年以内、更新可)
- ④ 勤務地：各都道府県支部(県庁所在地)
- ⑤ 採用予定日：平成20年10月1日
- ⑥ 給与：勤務経験、能力、実績等を考慮し、協会の規程に基づき決定
- ⑦ 諸手当：役職手当、通勤手当、扶養手当、単身赴任手当等
- ⑧ 昇給・賞与：昇給年1回(7月)賞与年2回(6月、12月)
- ⑨ 社会保険等：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- ⑩ 勤務時間：1日8時間(勤務場

所等により始業・終業時間が異なる。)

2. 応募方法

- ① 休日・休暇：原則として完全週休2日制(土・日)、祝日、年末年始、年次有給休暇等
- (1) 応募方法：次の書類を下記「応募・問合せ先」に、ご郵送ください。(応募期限：平成20年1月15日必着)
- ① 履歴書：市販の履歴書に写真を貼付の上、学歴、職歴、資格、希望の勤務地を記入してください。
- ② 職務経歴書：適宜様式に、担当した業務内容等が分かるよう具体的に記入してください。
- (2) 選考書類選考の上、面接を実施します。

【応募・問合せ先】

全国健康保険協会
設立委員会事務局

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省内

電話：03(5253)1111

(内線3183、3184)

問合せ専用メールアドレス

kenpokyoukai@nhlwg.go.jp

事業主の皆さん パートタイム労働法が変わります！

パート労働者がある能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。(平成20年4月1日施行)

- ① 雇入れの際には、労働条件を文書などで明確してください。
- ② 雇入れ後、待遇の決定にあたって考慮した事項を説明してください。

【説明義務が課される事項】

- ① 労働条件の文書等、就業規則の作成手順、待遇の差別的取扱の禁止、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換を推進するための措置
- ② パート労働者の待遇はその働き方や貢献に応じて決定してください。
- ③ パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスをととのえてください。

【問合せ】

詳しい資料をお送りします。資料のご希望、お問合せは 千葉労働基準局雇用均等室へ 電話：043-221-2307